



次回公判は10月11日(金)午前10時～
大阪地裁 609号法廷

NO, III
発行日 2013年 9月 17日
発行責任者 田植裁判闘争を支える会事務局

「田植裁判」第3回公判(9月6日)

お粗末！ホームテクノ/ またも、評価内容を明示できず

9月6日(金)、第3回公判が大阪地裁で行われた。

前回、裁判長から「評価の内容に具体性が無く、これでは原告が反論しようにもできないのではないか。もう一度、書き直して欲しい」との注文を受けていた被告ホームテクノ。8月9日に被告準備書面(2)を提出し、臨んだのが今回の公判。

だが、ここでも躓いた。またもや、裁判長から「内容が分からない」との指摘を受け、再度の提出を求められた。

それでは被告準備書面(2)とはどういうものか…。少し、長くなるが、書面の内容を書き出し、検討してみたい。

被告準備書面(2)の内容とは・・・

1 「質的側面」の評価を行うための判断基準

当該評価にあたっては、品質、正確性、信頼性、お客様満足、費用対効果、充実度、適正度、伸び率、改善対策の観点に着目して検討を加え、それらを総合考慮して最終的な判断を行う。

以下、検討を述べる。

2 テレコン業務における品質の確保

テレコン業務においては、顧客宅のガスメータと電話回線との間に制御器を設置することから、設置における品質の確保が、後々のメンテナンスや故障抑制においても大きく影響することとなる。

この品質確保について、原告には、長年の経験を生かした提案等を期待していたが、これまで発生した故

田植裁判now!

裁判はどこまで進んだの?との問いかけに答える「田植裁判NOW!」のコーナー。記事の内容を分かりやすくすると同時に、現時点での審理状況を要約し、争点を明らかにする新企画だ。

それでは、第3回公判、裁判の現状や如何に…被告ホームテクノは6月に提出した準備書面(1)で原告の主張を全面否定。全社員販売で評価したのではなく「量的側面」がⅡ、「質的側面」がⅠ、「価値創造」がⅠであり、総合的に判断してⅠとした、としている。

では、どのような理由で「質的側面」「価値創造」がⅠ評価になったのかが、現時点での争点となっている。が、しかし、被告準備書面(2)があまりにもお粗末なため、審理が足踏み状態となっているのが現状。

原告の主張である「評価の対象外である全社員販売でⅠ評価にされた不当な評価だ」と核心へ迫るのは、もう少し先のことになりそうだ。

障内容を分析し多発する故障に対する改善施策を検討したり提案する等の評価対象となり得る具体的な行動がまったく見受けられなかった。

例えば、①メータ取替え時等において、配線の接続誤りが多く発生している状況から、接続されている配線に目印等を付け、誰でも容易に確認ができるようにして、接続誤りを発生させないように工夫、改善を図ったり、②誰でも接続誤りを容易に確認できるようなマニュアル・ガス工事業者に対する注意喚起文書を作成し、関連担当等に配布するなどして未然に接続誤りを防止する方策を提案するといったことである。

3 費用対効果を踏まえた業務の実施

テレコン業務については、訴外エヌ・ティ・ティテレコン株式会社（以下「テレコン社」という。）から、機器取り付け・移転・廃止工事等の注文（以下「オーダー」という。）があるかどうか日々確認し、オーダーが発行されていた場合、顧客とのスケジュール調整により具体的な工事日程等を決定し、機器取り付け・移転・廃止工事等を行うものであるところ、効率的なスケジュール調整を行うことにより、業務稼働の削減が図られ、被告会社の支出する費用の軽減に大きく寄与することとなる。



【9月6日、公判後の打ち合わせ。大阪地裁のいつもの窪みで、森弁護士を囲み・・・】

原告には、長年の経験を基にした実施方法の改善等の提案を期待していたが、テレコン社から発行されたオーダーを日々確認し淡々と実施するにとどまり、被告会社の事業運営への貢献となり得る費用の改善等を意識した具体的な取り組みがまったく見受けられなかった。

例えば、①何の調整もなく淡々と業務を実施していたのでは、同じエリアに複数回工事に赴くことになり業務が長期化する等、作業が非効率となるため、月曜日と水曜日は両方面のエリアにおいて業務を実施し、火曜日と木曜日は東方面のエリアにおいて業務を実施し、金曜日は以上の実施成果について取り纏めを行う等、業務を効率的に行うことによって、1件あたりのコスト削減を実現したり、②コスト削減により生じた時間や労働力をもって、他の従業員の稼働支援を行い、それにより被告会社の事業運営に貢献することができたというようなことである。

4 その他

現在、テレコン業務は原告1名で実施しているが、オーダーが無く、故障対応がない場合、待機となる状況が生じることがある。

そのような待機稼働の際、ただ単に待機するのではなく、他業務のスキルの習得やお客様満足度の向上のための研修参加等、積極的にスキルアップに取り組む姿勢を期待していたが、具体的な行動が見受けられなかった。

以上

皆さんはこれを読まれてどう思われたでしょうか。田植さん本人の評価ではなく、何か一般的なことを書いている、と思われたのではないだろうか。ここでは、田植さんの評価に対して一切、数値化されたものが示されていないし、具体的な資料も提示されていない。オーダーの工事日日程の調整についても、実際にどうであったのかが示されないままだ。費用対効果についても言及しているが、これは全社員の費用対効果を計算して初めて比較できるものである。果たして、どのように計算されるものだろうか。

また、アンダーラインの_____で示した「配線接続誤りが多く発生している」との例は、評価を下したT課長が着任する以前の話である。着任後は、ほんの1例があるか無いかな。事故の事例が無いものをどのように改善するのだろうか。例え話ではなく、なぜ、実際のことが書けないのか。言わずもがなになるがアンダーラインの_____で示したところは日本語にもなっていない。改善施策を検討したり提案するに「行動」を書き足している。「検討した」「提案する」はそれだけで動詞である。「提案する」行動とは普通は言わない。

「質的側面」について被告準備書面（2）は述べているが、「価値創造」での評価が欠落している。実はこの準備書面では「改善施策」「方策の提案」と言った「価値創造」にあたる側面をごちゃ混ぜにし、作成されている。この点を指摘されると、被告代理人曰く「質的側面の中に入れた」とのこと。被告準備書面（1）では「価値創造」で1項設けたにもかかわらず……。裁判長が二度目のやり直しを命じたのは当然と言えば当然である。

今回の公判で裁判長が被告に注文を出したのはこれだけではなかった。後、二つほど注文を付けた。

一つは「被告が面談時に用いた資料を提出しなさい」と言うもの。もう一つは「『全社員販売で評価はしていない』としているが、原告と水掛け論になる。被告も面談時の会話を具体的に示しなさい」と言うもの。

面談時の資料についてホームテクノ社は「面談の報告をする決まった書面は無い。メモ程度はしているかも知れないが・・・」とN関労との団体交渉で答えている。さて、どのような資料が出てくるのだろうか。楽しみである。

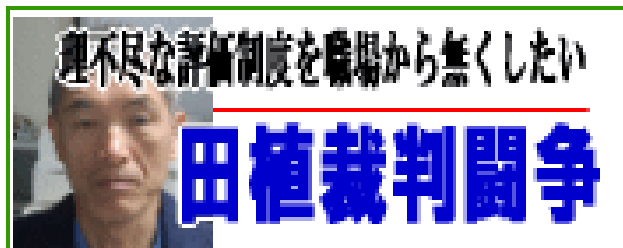
また、面談時の田植さんと上長の会話であるが、田植さんは「評価については全社員販売のこと以外に何も聞いていない（それ以外は、世間話のようなもの）」と言う。これもどのような会話が示されるのだろうか。



【中間報告会の最後を締めた、岩崎さんによる「団結がんばろう！」】

（2）について具体的に反論をしている。これには7月13日に開催した「田植裁判闘争中間報告会」の中で得た、高知の仲間の助言が大いに役立っている。感謝申し上げたい。なお、原告第2準備書面、および被告準備書面などが「田植裁判闘争」のホームページで閲覧可能となった。是非とも、一読あれ。

田植裁判がホームページに



「NTT労働者」のホームページに「田植裁判闘争」のバナーが追加された。中には原告、被告の準備書面等の原文も。なお、「NTT労働者」は、NTTで働く者の問題や闘いを取り上げるホームページとして、東N関労の仲間が運営している。「NTT労働者」で検索を。

大いに楽しみである。田植さんの主張をすべて否定したホームテクノ社。嘘で裁判を乗り切ろうとしているが、さらに嘘の上塗りが必要になってきた。

原告は9月2日に原告第2準備書面を提出し、被告準備書面

「田植裁判闘争中間報告会」 in 高知（7月13日）

励ましや、多くの助言が・・・

7月13日、田植裁判闘争を支える会主催、西N関労後援による「田植裁判闘争中間報告会」が高知市クンペル高知で開催された。

報告会は田植さんの職場の仲間をはじめ、地域やN T T以外の職場からも駆けつけていただき、参加者は27名を数えた。

支える会で事務局を務める山下さんを司会に始まった報告会。まずは坂本支える会会長が挨拶に立ち「私もN T TのO Bだが、田植君の裁判が始まり、現職の人達と話ができるようになった。最後まで支援して行く」と決意の一端を披露。労働組合として田植裁判を闘う西N関労の兼広委員長からは「こ

の裁判は勝とうが、負けようが一過性のものです。N関労として

は、この裁判を通じ、仲間内で話し合ってものが言える職場を作りたいと思っています」と労働組合の大切さも交えての挨拶がされた。

当報告会のメインである森弁護士による講演「『田植裁判』と成果主義」では、田植裁判の報告や成果主義賃金制度の法的な解釈などが話された。因みに、今回の講演内容を収めたパンフレットを西N関労が作成し、無料での配布を考えているとのこと。

森弁護士の講演が終わり、労働相談を兼ねた質疑応答の時間となったが、ここで異変が起こった。「支える会NEWS No. II」に掲載されている被告準備書面に腹を立てた参加者が次々と挙手。職場の評価制度への不平、不満を訴えだした。と、同時に準備書面の嘘を次々に喝破、裁判への助言も。後に、これらの多くの助言は原告第2準備書面に生かされることになる。

「田植裁判闘争中間報告会」は予想だにできなかった望外な報告会となった。感謝申し上げたい。夜の交流会では「勝利報告会」の開催も支える会の検討事項に加えられた。



【森弁護士の講演に聞き入る参加者】

評価制度反対の声を

大きくしたい！

励まし、ありがとうございました

まず初めに、駆けつけてきてくれた皆さんにお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。被告準備書面を見て本当に驚きました。今で言えば「じえじえじえ」です。

今回の私の裁判は評価制度そのものを廃止する闘いではないです。この裁判闘争を通じて評価制度の不当性を明らかにしていきたいと思います。

評価制度には大多数の人が反対していると思いますが「その声」はまだまだ小さいです。この裁判闘争は長丁場になると思いますが、僕なりに職場の人と話して拡げていきたいと思っていますのでご支援よろしくお願ひします。

田植重男

田植裁判を支える会への申し込みは088-840-1045（田植宅）へお電話を！

後日、申込書、入会金振込み用紙を郵送させていただきます。